

論 説

「税効果会計基準」の早期適用企業の特徴

中 島 稔 哲

1. はじめに

わが国では、1997（平成9）年に企業会計審議会が公表した「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」により、これまでその適用が任意であった税効果会計が、連結財務諸表の作成上、全面的に適用することが原則とされた。その後、1998年に同審議会より、連結財務諸表、財務諸表、中間財務諸表、および中間連結財務諸表における税効果会計に係る包括的な基準として「税効果会計に係る会計基準」（以下、「税効果会計基準」と称する。）が公表された。このように、税効果会計は、まず、連結財務諸表の作成における任意適用から強制適用へ、そして、それまで適用がなされていなかった個別財務諸表、中間財務諸表および中間連結財務諸表への強制適用へというように、財務諸表全般への適用が原則とされた。

また、個別財務諸表および連結財務諸表における「税効果会計基準」の適用の完全実施（強制適用）は2000年3月期決算からであったが、1999年1月以降に決算を行う企業については早期適用を認める措置がなされた。ただし、「税効果会計基準」を個別財務諸表において早期適用するには、連結財務諸表においても早期適用しなければならないこととなっていた¹。

本稿は、「税効果会計基準」の早期適用の容認という制度的措置に対して、当該基準の早期適用を選択した企業の特徴を分析するものである。その視角は、会計基準の意義に即した選択、裁量的な選択、あるいは会計基準の適用に際して企業自身にとって有利な情報を開示することができるか否かに応じた選択というものである²。すなわち、企業は「税効果会計基準」の意義に沿って、積極的に情報提供を行う意図から早期適用を行うことが推測される。これに対して、企業は「税効果会計基準」の適用により得られる効果を勘案し、裁量的に早期適用という選択を行うことも推測される。あるいは、「税効果会計基準」の適用において開示が要求される情報に関して、企業は自身にとって相対的に有利な情報を開示することができると判断した場合には早期適用を選択し、そうでない場合には強制適用を選択するという可能性も考えられる。

以下、連結財務諸表における税効果会計の適用動向の調査結果を提示するとともに、「税効果

¹ 「財務諸表等規則」附則〔平成10年12月21日大蔵省令第173号〕参照。

² このような推測に関する実証研究として Amir and Ziv [1997] がある。

会計基準」の意義および適用について確認する。そして、仮説の設定と変数およびサンプルについて記述し、単変量分析および多変量分析を踏まえ、「税効果会計基準」の早期適用選択企業の特徴を提示する。

2. 「税効果会計基準」の適用動向

1998年6月に企業会計審議会より「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書（公開草案）」が公表され、同年10月に「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」が公表された。個別財務諸表および連結財務諸表における「税効果会計基準」の強制適用は2000年3月期決算からであったが、1999年1月以降に決算を行う企業については早期適用を認める措置がなされた。そこで、東京証券取引所一部上場企業（銀行・保険・証券・その他金融業を除く。）で、1999年3月期以前より連結財務諸表を作成している3月決算の企業を対象に、日本経済新聞社電子メディア局『日経財務データ CD-ROM 版-Version 1.2』をベースに有価証券報告書も参照し、1998年3月期から1999年3月期にわたる連結財務諸表に係る税効果会計の適用方針の変更状況を調査した。

調査結果は〔図表1〕に示している。1998年3月期において部分適用を行っていた企業（278社）のうち、1999年3月期に全面適用へ変更した企業は64社（23%）であり、また1998年3月期において非適用であった企業（512社）のうち、1999年3月期に全面適用へ変更した企業は76社（15%）、部分適用へ変更した企業は17社（3%）であった。

〔図表1〕 連結財務諸表における税効果会計の適用方針の変更状況³

1998年3月期の適用方針 ⁴	1999年3月期の適用方針	内 訳
全面適用：78社	全面適用の継続	78社（100%）
部分適用：278社	全面適用への変更	64社（23%）
	部分適用の継続	214社（77%）
非適用：521社	全面適用へ変更	76社（15%）
	部分適用へ変更	17社（3%）
	非適用の継続	428社（82%）

3. 「税効果会計基準」の意義と適用

(1) 税効果会計の意義

税効果会計は、「企業会計上の資産又は負債の額と課税所得計算上の資産又は負債の額に相違

³ なお、産業別の動向については、中島 [2003] を参照されたい。

⁴ 部分適用とは、①連結決算固有の項目について税効果会計を適用、②連結会社の一部についてのみ適用、③連結決算固有の項目および連結会社の一部について適用を総称している。また、非適用とは、いわゆる納税額方式を採用していることを指す。

がある場合において、法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金（以下「法人税等」という。）の額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益と法人税等の額を合理的に対応させることを目的とする手続きである」（「税効果会計基準」第一）。税効果会計が適用されない場合には、「課税所得を基礎とした法人税等の額が費用として計上され、法人税等を控除する前の企業会計上の利益と課税所得とに差異があるときは、法人税等の額が法人税等を控除する前の当期純利益と期間的に対応せず、また、将来の法人税等の支払額に対する影響額が表示されないことになる（「税効果会計会計に係る会計基準の設定について」二）。

したがって、「税効果会計基準」の適用により、第一に、法人税等を控除する前の当期純利益（以下税引前当期純利益という。）と税金費用の期間的対応が図られ、第二に、将来の法人税等の支払額に対する影響額、すなわち、繰延税金資産および繰延税金負債が表示されることとなる。

(2) 「税効果会計基準」の適用初年度の会計処理

「税効果会計基準」の適用初年度においては、まず期首に遡って、過年度に発生した一時差異等に係る税効果相当額（以下「過年度税効果調整額」という。）の会計処理を行う。過年度税効果調整額は、前期繰越利益（損失）または連結剰余金（欠損金）期首残高の調整項目として処理される。これは、過年度に発生した多額の税効果相当額が適用初年度の損益に一時に計上されることは、期間損益計算上好ましいとはいえないことから、当該税効果相当額については、損益計算書の当期末処分利益の計算区分において、前期繰越利益（損失）期首残高の調整項目として処理することとされた（加藤 [1999, 84頁]）。

そして、適用初年度の期末には、当該時点に存在する一時差異等に係る税効果額について繰延税金資産と繰延税金負債を計上する。これらと上記の期首時点での繰延税金資産と繰延税金負債との増減額が、当期に納付すべき法人税等の調整額（法人税等調整額）として損益計算書に計上されることになる。

(3) 繰延税金資産の計上範囲と注記

繰延税金資産の計上にあたっては、将来減算一時差異が解消されるときに課税所得を減少させ、税金負担額を軽減することができる範囲内で計上するものとし、その範囲を超える額については控除しなければならない（『税効果会計基準注解』注5）とともに、将来の回収の見込みについて毎期見直しを行わなければならない（「税効果会計基準」二）。

そして、当初認識された繰延税金資産のうち将来の回収の見込みがないと判断された金額がある場合には、当該金額を注記しなければならない⁵。

なお、商法上、このような繰延税金資産に対して、配当規制は行われていない。これは、「税

⁵ 「財務諸表規則」第8条の12第2項および「連結財務諸表規則」第15条の5第2項参照。

効果会計基準」が、繰延税金資産は「一般的には法人税等の前払額に相当するため、資産としての性格を有しているものと考えられる」（「税効果会計に係る会計基準の設定について二」）と資産性を付与しており、商法も繰延税金資産についてそのように解釈されていると考えられ、特に配当規制は行われていない⁶。

3. 先行研究

会計基準の適用時期の選択に関する研究は、総合的な観点から早期適用を選択した企業とそのような選択を行わなかった企業とを峻別する企業の特徴を明らかにするものと、特定の会計基準を対象に早期適用の選択と関連する企業（経営者）の特徴（誘因）を明らかにするものに大別できる⁷。

前者の分類に属し、そして税効果会計に関して、わが国では⁸、須田 [2000b, 10-11頁] が、繰延税金資産の回収可能性の観点から、連結財務諸表に関して1999年3月期の税効果会計適用企業（436社）と非適用企業（459社）の収益力を比較している。その結果、税効果会計適用企業の5年平均売上高増加率と5年平均経常利益増加率、および1999年3月期の経常利益と自己資本経常利益率が、非適用企業よりも有意に大きく、さらに、税効果会計適用企業の損益分岐点比率は非適用企業よりも有意に小さかったことが明らかにされた。すなわち、1999年3月期の税効果会計適用企業は非適用企業よりも一般に収益力が大きく、ビジネスリスクが小さいということが明らかにされ、製造業では、「法人税等を適切に期間配分することで税引前当期純利益と税金費用を合理的に対応させる」という本来の目的に沿って税効果会計が実施されたとした。

「税効果会計基準」の適用初年度の効果を考慮した場合、これに関して含意を有する研究として、岡部 [1994] がある。岡部 [1994, 117-139頁] は、わが国においては、安定配当という社会的仕組みがあり、最低限の配当を維持することが必須だとすれば、経営者は配当余力が尽きて、最低限の配当が危うくなったときには大きな脅威にさらされるとして、配当余力が小さいときほど、会計手続きの変更がおきやすいという仮説を検証している⁹。そして、配当余力が逼迫したときに継続性違反が多くなっているという仮説を支持する証拠を提示している。現在では、配当の下制限限についてはほとんど規制がない状態になっている（伊藤 [2003], 364頁）が、全国証券取引所上場会社を対象にその配当政策の特徴を調査した花枝 [2002, 15-18頁] は、わが国企業の配当政策の特徴として、安定配当政策（配当平準化行動）を指摘してい

⁶ 商法と企業会計の調整に関する研究会 [1998] を参照されたい。

⁷ 経営者の会計手続き選択に及ぼす影響の分析に関しては、須田 [2000a] を参照されたい。

⁸ アメリカにおける会計基準の適用時期の選択に係る実証研究の概要については、中島 [2003] を参照されたい。

⁹ 岡部 [1994] は、配当余力を商法上の配当規制（上限）と市場の10%ルール（下限）に挟まれている範囲と定義している。また、配当余力について、配当状況を5段階に階層化しており、配当性向が50%以下であれば配当負担は軽いと考えられ、100%以下でもさして重いとはいえないが、100%を超えていたり、赤字配当をしていたりすれば苦しい状況にあるとみなすことができるとしている。

る。この中では、1998年度および1999年度は当期純利益が減少しているにもかかわらず、配当金の減少率は利益減少率よりも小さいことが示されている。

4. 仮説の設定とサンプル抽出

(1) 仮説の設定と変数の定義

「税効果会計基準」の早期適用の容認という制度的措置に対して、まず、企業は、税引前当期純利益と税金費用を合理的に対応させるという「税効果会計基準」の意義に沿って、早期適用を選択するものと推測する。これは、税効果会計が非適用の企業のうち、特に、税引前当期純利益と税金費用の合理的な対応が図られていないと判断した企業は、積極的に早期適用を選択するものと推測されると言い換えることができる。ここで、税引前当期純利益と税金費用の合理的な対応の度合いを、税引前当期純利益に対する税金費用の比率（以下、税金負担率と称する。）として捉えると、上の推測は、税金負担率の高低が適用時期の選択に関係していると、捉えなおすことができるであろう。そして、税効果会計が非適用の企業の税金負担率は、わが国において企業が「税効果会計基準」を適用した場合には、将来減算一時差異の金額が将来加算一時差異の金額を上回るケースが見込まれていたことを勘案すると¹⁰、一般に、「税効果会計基準」が適用された場合のそれよりも高くなっていると推定される。

そこで、税効果会計が非適用の企業のうち、相対的に税金負担率が高い企業は、税引前当期純利益と税金費用の合理的な対応を図るために、積極的に早期適用を選択することが考えられる。したがって、次のような仮説が導出される。

合理的対応仮説：税金負担率が高い企業ほど「税効果会計基準」の早期適用を選択する。

これに対して、企業は「税効果会計基準」の適用により得られる効果を勘案し、裁量的に早期適用という選択を行うことも推測される。これは、個別財務諸表における「税効果会計基準」の適用初年度における会計処理との関係から考えられる。すなわち、「税効果会計基準」の適用初年度における過年度税効果調整額の会計処理において繰延税金資産が計上される場合、当該繰延税金資産について配当規制は行われていないことから、配当財源確保の必要性の大小が適用時期の選択に関連している可能性が考えられる。ここで、配当財源確保の必要性の大小に関しては、岡部 [1994] にない、配当余力の高低として捉えると、次のような仮説が導出される。

配当余力仮説：配当余力の低い企業ほど「税効果会計基準」の早期適用を選択する。

¹⁰ 日本公認会計士協会 [1999] を参照されたい。

さらに、「税効果会計基準」の適用において開示が要求される情報に関して、企業は自身にとって相対的に有利な情報を開示することができるかと判断した場合には早期適用を選択し、そうでない場合には強制適用を選択するという可能性も推測される。これは、繰延税金資産に関する注記との関係から考えられる。

すなわち、「税効果会計基準」の適用において、繰延税金資産は、将来において課税所得を減少させ、税金負担額を軽減することができるかと認められる範囲内で計上される。繰延税金資産の回収可能性の判断においては、将来加算一時差異の金額が将来減算一時差異の金額を下回るケースが多いことが見込まれることから、将来解消見込年度、欠損金の繰戻および繰越期間の将来加算一時差異の金額以外に、課税所得の見積額の妥当性が重要となる（日本公認会計士協会 [1999], 3）¹¹。これは、繰延税金資産の資産性が、本来的に、企業の将来の収益力に基づいた課税所得に依存することを含意する。そして、繰延税金資産の回収可能性を判断するプロセスにおいて、当初認識された繰延税金資産のうち、回収可能性がないと判断された部分については、当初認識された繰延税金資産から控除され、当該控除額がある場合にはその金額を注記しなければならない¹²。したがって、このような注記情報は、企業の将来の収益力に関する経営者の予測を反映した情報として捉えることができる¹³。例えば、繰延税金資産の算定に当たり当初認識された繰延税金資産から控除された金額（以下、評価性引当額と称す。）の割合（以下、評価性引当率と称す。）がゼロであるということは、経営者が企業の将来の収益力を良好であると予測していると捉えられる。

そこで、評価性引当率が低い企業は、相対的に将来の収益力が良好であるという企業自身にとって有利な情報を開示することができることから「税効果会計基準」の早期適用を選択し、反対に、相対的に評価性引当率が高い場合には企業自身にとって望ましくない情報を開示になるので早期適用を選択しないと推測される。したがって、次のような仮説が導出される。

期待収益力仮説: 評価性引当率が低い企業ほど「税効果会計基準」の早期適用を選択する。

以上のほか、会計基準の適用時期の選択においては、新基準の適用に要する作業量の多寡が影響するかもしれない¹⁴。特に、税効果会計が非適用の企業においては、新たな資料の収集等が必要となるほか、連結財務諸表の作成においては「連結会社の法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金については、一時差異に係る税金の額を期間配分しなければなら」（「連

¹¹ しかしながら、将来年度の収益力を客観的に判断することは実務上困難な場合が多いことから、日本公認会計士協会（[1999], 5）は、企業の過去の業績等を主たる判断基準として、将来年度の課税所得の見積額による繰延税金資産の回収可能性を判断する指針を示している。

¹² 「財務諸表規則」第8条の12第2項および「連結財務諸表規則」第15条の5第2項参照。

¹³ なお、この他にタックスプランニングの存在もある。

¹⁴ なお、早期適用の容認とは逆に、会計基準の公表から完全実施までに複数年の準備期間を設けることは、企業の実務上のコストを緩和することから正当化される（Langer and Lev [1993, pp.515-516]）。

結財務諸表原則」第四7.1)¹⁵ ず、連結子会社数に比例して会計実務の作業量も増加するものと考えられる。

そこで、連結子会社数が相対的に少ない企業は「税効果会計基準」の早期適用を選択することができるが、相対的に多い企業は早期適用を選択しないと推測される。したがって、次のような仮説が導出される。

適用作業量仮説：連結子会社数が少ない企業ほど「税効果会計基準」の早期適用を選択する。

(2) 変数の定義

以上の仮説の検定に係る変数は、税金負担率、配当余力、評価性引当率、連結子会社数である。税金負担率は、税効果会計が非適用のものでのものであり、税金等調整前当期純利益に対する「法人税、住民税及び事業税」の割合である。連結財務諸表が主たる財務諸表として位置づけられ点を踏まえ、連結財務諸表に係る当該比率を用いる。配当余力には、特に、無配の企業を補足するために1997年3月期から1999年3月期までの3年間の配当状況を、配当性向が50%未満の場合には1、配当性向が50%以上100%未満の場合には2、配当性向が100%以上の場合には3、赤字配当の場合には4、無配の場合には5、と数値化した平均値を用いることとする。評価性引当率は、繰延税金資産の算定に当たり当初認識された繰延税金資産に対する評価性引当額の割合である。これについても、連結財務諸表が主たる財務諸表として位置づけられ点を踏まえ、連結財務諸表に係る当該比率を用いる。各々の定義は〔図表2〕に要約している。

変数に係るデータは、評価性引当率について有価証券報告書から入手した以外はすべて日本経済新聞社電子メディア局『日経財務データ－CD-ROM版－Version 1.2』から入手した。

〔図表2：変数の定義〕

税金負担率	1999年3月期における連結ベースの「法人税、住民税及び事業税÷税金等調整前当期純損益」の絶対値。
配当余力	1997年3月期から1999年3月期までの3年間の個別ベースの配当状況を、配当性向が50%未満の場合には1、配当性向が50%以上100%未満の場合には2、配当性向が100%以上の場合には3、赤字配当の場合には4、無配の場合には5、と数値化した平均値。
評価性引当率	連結ベースの「評価性引当額÷当初認識繰延税金資産」。ただし、早期適用選択企業については1999年3月期、強制適用選択企業については2000年3月期のものである。
連結子会社数	1999年3月期における連結子会社数。

¹⁵ ただし、「重要性が乏しい一時差異については、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる」（「連結財務諸表原則注解」16）

(3) サンプルの抽出

サンプルは、〔図表1〕における、連結財務諸表上、1998年3月期において税効果会計が非適用の企業521社のうち、1999年3月期に「税効果会計基準」の早期適用を選択した企業（以下、早期適用選択企業と称す。）と、税効果会計の非適用を継続した企業である（以下、強制適用選択企業と称す。）。このうち、早期適用選択企業に関しては、「税効果会計基準」の早期適用に限定するため¹⁶、そして配当余力仮説の検証では個別財務諸表が対象となるため、個別財務諸表において非適用の企業1社は除外した。また、一般事業会社と対象とするため公益企業は除外した。さらに、データの整合性の観点から、決算期を変更した企業、消滅等した企業および新規上場企業は除外した。これらの結果、早期適用選択企業数は72社、強制適用選択企業数は401社となった。

〔図表3〕 サンプル

	早期適用選択企業	強制適用選択企業
連結財務諸表における選択企業数	76社	428社
・個別財務諸表では税効果会計の非適用	△ 1	—
・ガス産業	—	△ 5
・1999年3月期から2001年3月期 決算期を変更した企業	△ 1	△ 3
経営統合、合併等により消滅等した企業	△ 2	△ 14
・2000年度新規上場企業	—	△ 5
サンプル	72社	401社

5. 分析

(1) 単一変量分析

まず、早期適用選択企業と強制適用選択企業について、上記諸変数に有意な差があるか否かの検定を行った。ここでは、母平均の差の検定（両側検定）とウィルコクソンの符号付順位検定（両側検定）を行った。

〔図表4〕に検定の結果を要約している。そこでは、早期適用選択企業の税金負担率は強制適用選択企業のそれよりも有意に高く、また、早期適用選択企業の評価性引当率は強制適用選択企業のそれよりも有意に低いという結果が得られた。配当余力については、早期適用選択企業のほうが低いが、有意水準が8.1%と微妙な結果である。

税金負担率および評価性引当率に関する結果は、須田〔2000b〕の結果と整合的であるといえよう。

¹⁶ 連結財務諸表のみに焦点を当てた場合、「税効果会計基準」公表以前では、税効果会計の適用が任意であり、具体的な会計処理方法が明示されていなかった点から、データベースからは税効果会計の適用が「税効果会計基準」の適用かどうかは確認を得られない。

〔図表 4〕 単一変量分析の結果

	観測数	平均値	p 値 (t 値)	25%	中央値	75%	p 値 (z 値)
税金負担率							
早期適用選択企業	72	0.915	0.242	0.137	0.622	0.863	0.012
強制適用選択企業	401	0.654	(1.170)	0.146	0.491	0.621	(2.510)
配当余力							
早期適用選択企業	72	3.59	0.645	3.00	3.67	4.33	0.081
強制適用選択企業	401	3.65	(-0.462)	3.00	4.00	5.00	(-1.742)
評価性引当率							
早期適用選択企業	72	10.27	0.000	0.00	0.00	12.84	0.000
強制適用選択企業	401	24.16	(-4.910)	0.00	5.26	38.00	(-3.699)
連結子会社数							
早期適用選択企業	72	14.93	0.298	3.25	9.00	18.00	0.815
強制適用選択企業	401	12.99	(1.041)	4.00	9.00	16.00	(0.234)

(2) 多変量分析

単変量分析の結果を踏まえ、仮説を直接検証するために、ここでは、適用時期を従属変数とし、先の諸変数を独立変数とするプロビット分析およびロジット分析を実施した¹⁷。モデルは次のとおりである。

モデル：

$$\text{適用時期} = \alpha + \beta_1 \text{税金負担率}_i + \beta_2 \text{配当余力}_i + \beta_3 \text{評価性引当率}_i + \beta_4 \text{連結子会社数}_i$$

・適用時期：早期適用（1999年度）を選択していれば1，強制適用（2000年度）を選択していれば0。

〔図表 5〕に検定の結果を要約している。プロビット分析およびロジット分析のいずれにおいても β_3 について、その符号は予想と一致し、合理的な水準で有意となった。しかしながら、 β_1 と β_3 については、符号は予想と一致したが、合理的な水準で有意とはならなかった。 β_4 については、符号は予想とは逆で、しかも合理的な水準で有意とはならなかった。

以上から、「税効果会計基準」の適用時期の選択に当たり、相対的に期待収益力が高いと判断した企業ほど「税効果会計基準」の早期適用を選択するという期待収益力仮説を支持する結果が得られた。これは、「税効果会計基準」の適用において要求される繰延税金資産の回収可能性に関する注記において、相対的に企業自身にとって有利な情報が開示できると判断した企業が早期適用を選択したとということを含意する。

¹⁷ プロビット分析およびロジット分析に関しては、須田 [2000a, 285-287頁] を参照。

〔図表5〕 プロビット分析およびロジット分析の結果

プロビット分析 (観測値=473)					
係数	定数項 α	税金負担率 β_1	配当余力 β_2	評価性引当率 β_3	連結子会社数 β_4
仮説による符号		+	-	-	-
推定量	-0.675	0.030	-0.075	-0.012	0.006
標準誤差	0.242	0.036	0.060	0.003	0.004
t 値	-2.794	0.818	-1.246	-3.648	1.372
p 値	0.005	0.414	0.213	0.000	0.170
ロジット分析 (観測値=473)					
係数	定数項 α	税金負担率 β_1	配当余力 β_2	評価性引当率 β_3	連結子会社数 β_4
仮説による符号		+	-	-	-
推定量	-1.120	0.052	-0.123	-0.022	0.011
標準誤差	0.420	0.060	0.104	0.006	0.008
t 値	-2.669	0.869	-1.179	-3.395	1.351
p 値	0.008	0.385	0.239	0.001	0.177

7. おわりに

本稿では、「税効果会計基準」の早期適用の容認という制度的措置を受けて、一般事業会社を対象に、連結財務諸表および個別財務諸表に「税効果会計基準」の早期適用を選択した企業の特徴を分析した。

単一変量分析の結果、1999年3月期における早期適用選択企業の連結ベースの税金負担率は強制適用選択企業のそれよりも有意に高く、また、連結ベースの評価性引当率は有意に低いという結果が得られた。そして、プロビット分析およびロジット分析の結果は、評価性引当率の低い企業ほど「税効果会計基準」の早期適用を選択するという仮説を支持するものであった。すなわち、「税効果会計基準」の適用において要求される繰延税金資産の回収可能性に関する注記を通じて、将来の収益力が良好であるという相対的に企業自身にとって有利な情報が開示できると判断した企業が早期適用を選択したということである。ただし、このような解釈は相対的に低い評価性引当率に対する市場の反応がポジティブであるということを前提としている。この点を検証することが今後の課題である。

《参考文献》

- Amir, Eli and Amir Ziv [1997], "Recognition, Disclosure, or Delay : Timing the Adoption of SFAS No.106," *Journal of Accounting Research*, Vol.35, No.1, pp.61-81.
- Ayres, Frances L. [1986], "Characteristics of Firms Electing Early Adoption of SFAS 52", *Journal of Accounting and Economics*, Vol.8, No.2, pp.143-158.
- Balsam, Steven, In-Mu Haw, and Steven B. Lilen [1995], "Mandated Accounting Changes and managerial Discretion," *Journal of Accounting and Economics*, 20, pp.3-29.
- Bauman, Christine C., Mark P. Bauman, and Robert F. Halsey [2001], "Do Firms Use the Deferred Tax Asset Valuation Allowance to Manage Earnings?" *The Journal of the American Taxation Association*, Vol.23, Supplement, pp.27-48.
- Dechow, Patricia M. and Douglas J. Skinner [2000], "Earnings Management: Reconciling the Views of Accounting Academics, Practitioners, and Regulator," *Accounting Horizons*, Vol.14, No.2, pp.235-250.
- Eakin, Cynthia Firey [1996], "A Comprehensive Analysis of The Adoption of SFAS 96," *Advances in Accounting*, Volume 14, pp.107-133.
- Fields, Thomas D., Thomas Z. Lys, and Linda Vincent [2001], "Empirical Research on Accounting Choice," *Journal of Accounting and Economics*, 31, pp.255-307.
- Financial Accounting Standards Board [1981], *Statement of Financial Accounting Standards No. 52, "Foreign Currency Translation"*.
- Financial Accounting Standards Board [1985], *Statement of Financial Accounting Standards No. 87, "Employers' Accounting for pensions"*.
- Financial Accounting Standards Board [1987], *Statement of Financial Accounting Standards No. 96, "Accounting for Income Taxes"*.
- Gujarathi, Mahendra R. and Robert E. Hoskin [1992], "Evidence of Earnings Management by the Early Adopters of SFAS 96," *Accounting Horizons*, Vol.6, No.4, pp.18-31.
- Healy, Paul M. and James M. Wahlen [1999], "A Review of the Earnings Management Literature and its Implication for Standard Setting," *Accounting Horizons*, Vol.13, No.4, pp.365-383.
- Holthausen, Robert W. [1990], "Accounting Method Choice," *Journal of Accounting and Economics*, 12, pp.207-218.
- Kumar, Krishna R., and Gnanakumar Visvanathan [2003], "The Information Content of the Deferred Tax Valuation Allowance," *The Accounting Review*, Vol.78, No.2, pp.471-490.
- Langer, Russell and Baruch Lev [1993], "The FASB's Policy of Extended Adoption for New Standards: An Examination of FAS No.87," *The Accounting Review*, Vol.68, No.3, pp.515-533.
- Pincus, Morton and Charles Wasley [1994], "The Incidence of Accounting Changes and Characteristics of Firms Making Accounting Changes," *Accounting Horizons*, Vol.8, No.2, pp.1-24.
- Schipper, Katherine [1989], "Commentary on Earnings Management," *Accounting Horizons*, Vol.3, No.4, pp.91-102.
- Scott, William R. [1997], *Financial Accounting Theory*, Prentice Hall.
- Watts, Ross L., and Jerold L. Zimmerman [1986], *Positive Accounting Theory*, Prentice-Hall. 須田一幸 訳 [1991]『実証理論としての会計学』白桃書房。
- Watts, Ross L., and Jerold L. Zimmerman [1990], "Positive Accounting Theory: A Ten Year Perspective," *The Accounting Review*, Vol.65, No.1, pp.131-156.

- Zmijewski, Mark M. and Robert L. Hagerman [1981], "An Income Strategy Approach to the Positive Theory of Accounting Standard Setting/Choice," *Journal of Accounting and Economics*, 3, pp.129-149.
- 伊藤邦雄 [1985] 「会計政策と財務戦略」『ビジネスレビュー』第33巻第1号, 14-32頁。
- 伊藤邦雄 [2003] 『ゼミナール現代会計入門』日本経済新聞社。
- 岡部孝好 [1994] 『会計報告の理論—日本の会計の探究—』森山書店。
- 加藤 厚 [1999] 「『税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書』の解説」『JICPA ジャーナル』第11巻第3号, 78-84頁。
- 齋藤真哉 [1999] 『税効果会計論』森山書店。
- 商法と企業会計の調整に関する研究会 [1998] 『商法と企業会計の調整に関する研究会報告書』。
- 須田一幸 [2000 a] 『財務会計の機能』白桃書房。
- 須田一幸 [2000 b] 「税効果会計の光と影」『税経セミナー』第45巻第13号, 4-11頁。
- 中島稔哲 [2000] 「繰延税金資産の評価と将来事象」『経済論集 (新潟大学経済学会)』第68号, 15-28頁。
- 中島稔哲 [2003] 「税効果会計基準の設定と適用時期の選択問題」『経済学年報 (新潟大学経済学部)』第27号, 19-33頁。
- 中田信正・島袋典子 [1999] 「決算公告(連結)より見た1999年3月期における銀行の財務状況—不良債権償却・税効果会計・土地再評価—」(Research Institute Working Paper Series No.20) 桃山学院大学総合研究所。
- 中田信正 [1999] 『税効果会計詳解』中央経済社。
- 日本公認会計士協会 [1999] 『繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い』。
- 花枝英樹 [2002] 「配当政策の理論」『経済学研究 (九州大学経済学会)』第68巻第4・5号, 1-25頁。
- 平松一夫 [1980] 『外部情報会計—会計代替案選択問題の研究—』中央経済社。
- 善積康夫 [2002] 「経営者の財務会計行動の分析視点」『産業経理』第61巻第4号, 67-77頁。

(本稿は、平成16年度科学研究費補助金若手研究(B)課題番号16730233による研究成果の一部である。)